

# 武蔵野日記

(1月25日～2月21日)

発行人 社会福祉法人武蔵野  
武蔵野市吉祥寺北町4-11-16  
0422(54)7666

3月1日現在 職員総数 306名



## 「障害者差別解消法」について考える

武蔵野市障害者福祉センター所長 田口 誠

武蔵野市では現在、武蔵野市障害者計画・第5期障害福祉計画の策定作業を行っていますが、これに先立ち平成28年11月に身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳の所持者と自立支援医療受給者のうち3,000名を無作為抽出した方を対象とした実態調査を行いました。この中に平成28年4月から施行されている「障害者差別解消法」の認知度を問う質問があったのですが、およそ7割の方が「知らない」と回答しています。また、法律では障害者差別解消支援地域協議会の設置が盛り込まれており、市でも平成28年度からこれまで2回の協議会を実施しましたが、いずれも障害差別に関する相談件数は0件でした。では、障害者差別は本当に無いのでしょうか？

そもそも、この「障害者差別解消法」は平成18年に国連で採択された「障害者の権利条約」に批准するために必要な国内法の整備という位置付けの中で制定されたものです。「障害者基本法」が改正され「障害」の定義が医療モデルから社会モデルに変更されたのもこれにあたります。つまりこれらの国内法の整備はトップダウンで行われたものであり、障害のある方々の声からボトムアップされて整備されたものではないことに問題があるように感じています。法の中ではその基本方針として「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要である」という一文があります。これを見ると「障害があることによる社会的障壁がある…」ということが前提になっており、現実社会を振り返っても、「障害があるのだからある程度活動が制限されるのは仕方ない…」という感覚が当たり前のようにはびこっているように感じています。このような状況の中で当事者が「差別を受けた…」という感覚を持たないのはごく当たり前の結果なのではないのでしょうか。そして障害のある方を支援する我々の中にもそういった感覚が無いか、今一度振り返ってみる必要があると感じています。また、障害のある方の小さい声を拡声して社会に訴えていく役割も我々には課せられているということを改めて自覚していきたいと思います。

これまでやや批判的な論調になりましたが、この法律には「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」等、障害のある方の権利を守るために必要なことが沢山盛り込まれています。合理的配慮の提供の例としては以下のようなものが挙げられています。

- ・車椅子利用者のために段差に携帯用のスロープを渡す。高い所に陳列した商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明するなどの意思疎通支援
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

我々が日々支援を行っている利用者が、このような適切な合理的配慮を受け、本来その方が持つべき権利がきちんと保障されているか。参加や活動が制限されていないか。そういった視点で日々の支援のあり方を振り返ると共に、地域に根差した社会福祉法人の職員として、このことに理解のあるまちづくりに貢献していくことが求められています。



## 『社会参加のきっかけづくり』

武蔵野市障害者福祉センター  
副所長 伊藤 泉

平成 29 年 4 月に「武蔵野市障害者福祉センター」の運営・管理を（社福）武蔵野が、指定管理として行うことになりました。それに伴い武蔵野市が直営で行っていた「音楽療法」や武蔵野市民社会福祉協議会が行っていた「障害者講習会」の事業も、平成 29 年 4 月より運営をしています。

平成 29 年度は武蔵野市民社会福祉協議会が昨年まで行っていた講習会の内容をそのまま引き継いで、月曜日から土曜日まで卓球やボルダリングなどの運動系を 6 講座・将棋や歌の教室などの文化系を 6 講座行っています。市内在住の 15 歳から 74 歳までの障害者手帳をお持ちの方で、一人で受講できる方が対象になっています。

武蔵野市障害者計画・第 5 期障害者福祉計画の「社会参加の充実」の中の「趣味の活動の支援」で障害者福祉センターの講習会が挙がっていましたが、今年度利用して下さっている様々な障害のある方々も、とてものびのびと楽しんで参加して下さっていました。講習を受ける中で初めて行う方でもある程度できるようになり、ご自分の楽しみとして継続して趣味とされる方もいました。またその年の成果をあったかまつりで発表したり、趣味のコミュニティに自分から参加できるようになっている方々もいました。そして発散して楽しむ中で参加者の皆さんが他の人と交流するようになり、知り合いになり、様々な情報交換をされるようになっていました。

今年度講習会と一緒に参加した中で強く感じたことは、講習会は外に出る「きっかけ」であり「社会参加の場」なのだという事でした。通所支援をしているときは、目の前のご利用者の支援に一生懸命になり感じるのが難しかったのですが、武蔵野市内には在宅で生活されている中途障害者の方がたくさんいらっしゃいます。また相談支援で関わる人の中には、病気や事故などで今までできていたことが出来なくなり楽しみも何もかもなくなってしまったと思い、ご自宅から外に出るのが難しくなっている方々もいらっしゃいます。その中で「余暇支援」としての講習会に重要な位置づけがあるのだと思います。少しでも興味をもって「やってみよう」と思うことがあれば一歩踏み出すきっかけになり、「楽しむ」中で自己有用感を高め、生活の張りや生きがいを見つけ、地域へ社会参加していけるようになります。相談支援や通所支援の中で講習会への参加を後押しすることもあります。はじめの一歩を支援することでその後はご自分から参加できるようになっている方々もいらっしゃいます。

平成 30 年度の講座は、講習会担当だけではなく通所支援や相談支援の職員も一緒に内容の検討を行いました。多くの方が興味を持って参加していただけるようにと文化系の講座を 2 講座変更して、新たに美術教室やパーカッション講座を行う予定にしています。来年度も新たなきっかけづくりになり、参加して下さる方が楽しい時間を共有して社会参加の第一歩になるように準備していきたいと思っています。



2月3日(土)

## スイーツ女子会



びーとでは、男性利用者が多いため女性のみ限定企画を企画し交流が薄くなりがちな同性同士のつながりを持っています。「スイーツ女子会」と名付けて年2回開催。2月はバレンタインデーに向けチョコブラウニーを作りました。後で、自宅でも自分で作りやすいようにホットケーキミックスを使った簡単レシピで挑戦。2グループに分かれ協力して作りました。「ボウルを傾けたら生地を流しやすいね。」「こうするとゴミが少なくっていいよ〜。」等、それぞれ生活の知恵を出しあって、さすが女子会！という活動になってきています。

(大石 千笑子)

## 地域生活支援センターびーと



2月5日(月)

## 備えあれば



桜堤ケアハウス地域包括支援センターでは地域の防災活動にも参加しています。定期的に行われる防災訓練では職員もヘルメットを被り、発災時を想定した受付や仮設トイレの設営、避難者の誘導等の手伝いを行っています。2月7日には関前コミセンで関前防災会の会議が行われました。近い将来、起こるといわれている首都直下型地震を想定し、日頃から缶詰やレトルト食品を少し多めに買い足し、賞味期限近くのモノから食べていく「ローリングストック」を心がけていくことを参加者同士で確認しました。

(重松 正行)

## 桜堤ケアハウス地域包括支援センター



2月9日(金)

## 七福が「野菜メニュー店」になりました。

やさしい食堂 七福(ななふく)の運営は、仕込みやキッチン、ホールスタッフ等それぞれの担当が集まって成り立っています。今年10周年を機に、プロジェクトチームを立ち上げてコンセプトの確認やメニューの見直し、商品開発などを検討する場を設けることにしました。先月の会議で東京都福祉保健局が推奨する「野菜メニュー店」に登録することに決め、只今申請中です。野菜メニュー店とは、1日に必要な350gの野菜摂取量のうち1/3=120gが1回の食事で摂取できるメニューがあるお店のことです。後日、七福が福祉保健局のホームページやパンフレットで紹介される予定ですのでお楽しみに！(柴田 美季)

## 武蔵野福祉作業所



おすすめの野菜定食です





2月14日(水)

## バレンタインデー

山びこでは月に一回、ご利用者の思いを叶える活動として、フリーデーを設定しています。今回のフリーデーは「みんなに何かを振舞いたい!」という思いを叶えるために、バレンタインデーのチョコを作って皆さんに振舞う活動を設けました。「チョコレート?いやいやケーキ?」そんな話をしながら何を作るかご利用者と一緒に考え、買い物へ行き、調理開始。包丁やハンドミキサーを使い真剣な表情をしながら黙々と作っていきます。完成したチョコブラウニーを皆さんにお披露目。「ありがとう」「おいしい!」様々な言葉をもらい、誇らしくも少し照れ臭そうな表情をしていました。(笠原 匠充)

## デイセンター山びこ



2月20日(火)

## 成年後見制度研修会



きたまちハウス2階のフロアで、武蔵野市福祉公社より権利擁護センター長の小林ひとみ様に成年後見についての講義をしていただきました。成年後見と地域福祉権利擁護事業との違いなどについては、具体的な利用者像を分かりやすく説明していただきました。後半は活発な質疑応答になり、親族後見や市民後見人の制度とその課題、後見監督人の事もお聞き出来て成年後見人制度の理解が深まりました。

グループホームでは、後見人をたてている方、今後利用が予想される方が増えていく中、関係機関との日頃からの繋がり的重要性を学ぶ場にもなりました。(大澤 昌之)

## 居住支援ユニットリエゾン



事務局より

3月の予定

2日(金) 施設長会議

10(土) 普通救命講習

20日(火) 誰でも相談室

30日(金) 経営企画会議、退職職員辞令交付式

### <編集後記>

少しずつ春の訪れを感じることもできるようになってきましたが、まだまだ寒い日も多く、気温の差に振り回されている今日この頃です。皆様お元気でお過ごしでしょうか。

今年度もいよいよあと1ヶ月を残すところとなりました。年度末のまとめや来年度の準備にむけてお忙しくされていらっしゃる方も多いかと思えます。忙しさと季節の変わり目で、体調を崩しやすい時期でもありますので、皆様、どうぞご自愛ください。コンディションを整えて、新年度、よいスタートをきりましょう!

ジョブアシストいんくる 猪狩 真紀子

